人事 一院は、 国家公務員の給与の改定及び臨時特例 に関する法律 (平成二十四年法律第二号) に基づき、 平

成二十五 年 匝 月 日に、 お ける号俸 \mathcal{O} 調 整に関 し次の 人事院規則を制定する。

平成二十五年二月十五日

人事院総裁 原 恒 雄

人事院規則九—一三三

平成二十五年四月一日における号俸の調整

(平成二十五年四月一日において号俸の調整を行う職員)

第一条 国家公務員の給与の改定及び臨時特 例に関する法律 (平成二十四年法律第二号。次項にお いて

与改定特例法」という。) 附則第八条第二項の人事院規則で定める年齢は、 三十九歳とする。

2 給与改定特例法附則第八条第二項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 調整考慮事 項及び平成二十四年四 月一 日における号俸の 調整の状況

を考慮 して 調 整 \mathcal{O} 必要があるものとして人事院規 則で定め る職員は、 次に 掲げる職員とする。

平成二十 五 年四 月 一 (以 下 「調整」 日 という。)において三十一歳以上三十七 は歳未ま 満 \mathcal{O} 職 員 のうち

平成十九年昇給等抑 制職員、 平成二十年昇給等抑制職員又は平成二十一年昇給等抑制 制職員の いずれか

調 整 日 に おいて三十七 歳以上三十九歳未満 0) 職 員のうち、 平 成· 十九年昇給等抑制職員、 平成二十年昇

給等抑制 制 職員又は平成二十一年昇給等抑 制職員 \mathcal{O} いがずれ かに該当する職員

3 前項の平成十九年昇給等抑制職員は、 次に掲げる職員とする。

平成十九年一月一 日にお いて規則九一八一五七 (人事院規則九一八 (初任給、 昇格、 昇給等の基準)

 \mathcal{O} 部 を改 Ē する人事 院 規 (削) 附則 第六 項 の規定に より読 み替えられ た規則・ 九 八一六一(人事 院 規則

九 一八八 (初 任 給、 昇格、 昇給等 \mathcal{O} 基準) \mathcal{O} 部を改正する人事 院 |規則) による 改 正 前 \mathcal{O} 規 則 九 八 初

任給、 昇格、 昇給等の基準) 第三十七条若 しくは規則九 -八―五七附則第八項の規定により号俸を決定

された職員又はこれらの規定により昇給しないこととなった職員であって、 同日に受けてい た号俸と、

同 規則附 則第六項中 「第三十七条第一項、 第三項第一号」 とあるのは 「第三十七条第三項第一号」と、

同 条第 項 中 定 める号俸数」 とある 0 は 「定める号俸数に相当する数から一 を減じて得た数に 相 当

する号俸 数 と、 E とあ るの は $\vec{\mathbf{D}}$ 文は Е (給: 与法第八条第七 項 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} 適用を受け る特 定 職 員 に

あつては、C、 D又はE)」と、 同条第三項第一号」とあるのは 「同条第三項第一号」と、 同規則 附 則

第八項中 「相当する数から一を減じて得た数に、 切替日」 とあるのは \neg 切替日」と読み替えた場合に

おけるこれ らの が規定に より 同 日に受けることとなる号俸とが異なる職員 (次に掲げる職員を除く。)

1 平成十九年一月一日から調整日までの間に、 規則九—八第二十三条第三項、第二十六条第二項(同

規則第二十八条において準用する場合を含む。 以下同じ。) 又は第四十三条の規定により号俸を決定

された職員(以下「上位資格取得等職員」という。)

口 平 成 十九年一月 一月 か ら調整 日までの間 に、 俸給: 表 の適用を異にする異動 又は俸給表の 適用を異に

L ない 規 削九 八 別表第二に定める初任給基 準表 (規則九一八一 六九 (人事 院 規則・ 九一八 (初任:

昇格、 昇給等の基準) の一部を改正する人事院規則)による改正前の規則九 八別表第六に定める初

任給基準表を含む。) に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動 。 以 下 「俸給 表異

動等」という。)をした職員

ハ 平成十九年一月 一目 か ら調整 日までの間 に、 人事 院 の承認を得てその号俸を決定された職員又は 人

事 院 の定め いるこれ に準ずる職員 (以 下 個 別 承認職員」 という。

二 平成十八年四月一日から同年十二月三十一日までの間において、 休職にされていた期間、 法第百 八

てい 業をしてい 条 の六第一 た期 間 た期間、 項ただし書に規定する許可を受けていた期間、 休 暇 \mathcal{O} ため 官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣をされていた期間、 引き続いて勤務してい なかった期間、 派遣法第二条第一項の規定により派遣され 育児休業法第三 一条の 規 定により育 法科大学院 児休

る自己啓発等休業をしていた期間 (以下「休職等期間」 という。 がある職員のうち人事院の定める

派遣法第十一条第一項の規定により派遣されていた期間又は自己啓発等休業法第二条第五項に規定す

もの

ホ イからニまでに掲げる職員に相当するものとして人事院が定めるもの

平成十九年一月一 日 カ 2ら調整1 日 の前日までの間に新たに職員となった者であって、 次に掲げるもの

新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、 俸給表異動等を

した職員及び個別承認職員となった職員を除く。)

イ 定による改 附 則 第三条の 正前 規 \mathcal{O} 規則九-定に . よる改 八 正 五 前 七 \mathcal{O} 規 附 削 九 則 第五項、 | |八 | 規 則 五. 七 附則第一 1—四—二二(人事院規 五項 (規則九一八一六一 則 附則 应 (現 行 第三項 \mathcal{O} 法 の規 律

命令及び規則の廃止) の一部を改正する人事院規則) による廃止前の規則九―一二八 (平成二十三

年四 規 規 定する採 第五項」 定による改正前 (平成二十二年)則) 則 月 による廃 という。 日に 应 用 日 か おける号俸 ら規 止 の規則九 月一 前 (人事 0) 則 \mathcal{O} 規 日 規定により号俸を決定された職員であって、 九 院 \mathcal{O} |則九||一||三||(平成二十四年 以 一八一五七附則第五項を含む。 八八 後 規 調整 12 則 五 新 たに 七 附則第三条 附 兀 職員となっ 則 (現 第 五. 行 頃に \mathcal{O} \mathcal{O} 規 法 た 者 · 規 律、 定による改 定 应 に す 命 る調 月一 以下この項にお あ 令 0 及 て 整 日 に Ű 正 は、 規 前 年数を遡 崱 おける号俸 \mathcal{O} 平成 規則九—八—五七 規 \mathcal{O} 則 廃 十八 いて 九 0 正 た 年 日 \mathcal{O} 八 \mathcal{O} 「規則九 十 調 が 整) 平 部 五. 月 成 七 を 附 附 附 改 + 一八—五七附 則 則 日 九 則 正 第 第三 す 第 年 (規則 、る人・ 五項 五. 条 月 項 九 に 0) 事 及び 日 規 則 規 院

正 化 \mathcal{O} 基 前 \mathcal{O} 規 ため 準 則 \mathcal{O} 規 九 に \mathcal{O} 則二一 | 民 一部を改正する人事 -八第十二条第一項第二号、 間 \mathcal{O} \bigcirc 人材 (国と民 を採用、 間 する場合 企 院規則) 一業との 規則九—八—七四 \mathcal{O} 特 附則 間 例) \mathcal{O} 第二条 人 事 第 交流 五 条、 \mathcal{O} 規 第二十三条又 規則 定による改正 (人事院規則九 九 人 は 前 七 の規 | 八 規 几 則 附 則 則 九 (初任給、 第六 <u>|</u> 人 条 匹 \mathcal{O} 七 昇格、 規 兀 (公務 定に 附 則 昇給等 の活 第 ょ る改 七 性 条

口

八

五

七

附則第一

五.

項に規定する特定職員にあっては、

同年十月一日))

前となるも

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

規定による改正前の規則二三―〇

(任期付

脱員の採用及び給与の特例)

第十条の規定により号俸を

決定された職員 (以 下 「初任給均衡決定職員」 という。) のうち、 前号又はイに掲げる職員との均 衡

を考慮して号俸を決定された職員

三 平成十九年一月一 日から調 整 日 の前日までの 間に規則九一八第十七条 (規則九一八— 六七 (人事院規

則九—八 (初任給、 昇格、 昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則) による改正前 の規 削九 —八第

十七条を含む。 第四項第三号において同じ。) 第一号から第四号まで及び第七号に掲げる者から人事交

流等に より引き続 いて職員となった者のうち人事院 の定め るも O(人事交流等に により 引 き続 1 · て職 員 لح

なっ た 日 \mathcal{O} 翌 日 か 5 調 整 日まで \mathcal{O} 間に上位資格取 得等職員となっ た職員及び個 別 承認職員となっ た職 員

を除く。)

兀 平成十九年一月一日から調整 日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員(上位資格取得等

職員となった日の翌日 から 調整 日 までの間に俸給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を

除く。)のうち、 規 削九 八第二十三条第三項又は第二十六条第二項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に ょ る初 任 給として受ける

べき号俸 \mathcal{O} 決定にお いて、 規則· 九 八 五七 附 則 第 五. 項 \mathcal{O} 規定により号俸を決定され た職 員であって、

規則九―八―五七附則第五項に規定する採用日から規則九―八―五七附則第五項に規定する調整年数を

六 遡 0 た日 第 項 が 平 \mathcal{O} 成十九年一月一日 規定により号俸 を決定され (平成二十二年一月一日 た職 員 に あ って は、 以後に規則九 <u>平</u> 成 十八 年十一月一 —八第二十三条第三項 日 (規 則 九 又は第二十 人 五. 七

附 E 則第五 で 項に規定する特定職員にあっては、 同年十月一日)) 前となる職員及び規則九 —八第四十三条

の規定により号俸を決定された職員で人事院の定めるもの

五 平成十九年一月一 日 から 調整 日 \mathcal{O} 前 日 までの 間 に俸給 表異動等をした職員であって次に掲げるもの

当 月 該 俸 日 給 か 表 異 5 調 動等を 整 日 した ま で 日 \mathcal{O} \mathcal{O} 間 翌 に 個 日 か 別 5 承 調 認 整 職 員となっ 日 ま での た職 間 に 員及び平 上 位資 格 取 成十八年四 得 <u>|</u>等職| 員とな 月一 日から] らった 飛員、 同 年 平成 + 九 年

一日までの間において休職等期間がある職員を除く。)

1 平成十九年一月 一目 カン ら調整 一日の前 々 日 までの間に新たに職員となった者以外の者であって、 平 成

十八年十二月三十一日に当該 俸 上給表異: 動等 (当該 俸 給 表異動等が二以上あるときは、 当該: 俸給表異 動

等のうち最後に L た俸給表異 動 等。 以下 同 ľ が あっ たも のとした場合に、 第一号又は前号に掲げ

る職員に該当することとなるもの

口 平 成十九年一月一日から調整 日 の前 々日までの間に新たに職員となった者(人事交流等により新た

に職員となった者を除く。 第四項第五号ロ及び第五項第五号ロに おいて同じ。)であ つって、 当該新た

に 職 員となっ た日 カ ら当該 俸給 表異動等 後 \mathcal{O} 職 務と同 種 \mathcal{O} 職 務 に引き続き在職して *(*) たもの لح た場

合に、第二号に掲げる職員に該当することとなるもの

六 平成十九年一月一 日から調整 日 の前日までの間において、 個別承認職員となった職員 (個 別承認職員

となった日 \mathcal{O} 翌日から調整日までの 間に上位資格取得等職員となった職員を除く。)のうち、 人事 院 \mathcal{O}

定める職員

七 前各号に 掲げるも O0 ほ か、 部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事院 の承認を得て定め

る職員

4 第二項の平成二十年昇給等抑制職員は、 次に掲げる職員とする。

平成二十年一月一日において規則九一八一六五 (人事院規則九 人 (初任給、 昇格、 昇給等の基準)

 \mathcal{O} 部を改正 する人事 院 規 則 に よる改正 前 \mathcal{O} 規則九 —八第三十七条 0 規定に ょ り号俸を決定され た職

員又 は 同 条 O規定により 昇給、 しないこととなっ た職員であ いって、 同 日に受けて 7 た号俸と、 規 則 九 八

六八 (人事院規則九一八 (初任給) 昇格、 昇給等の基準) *Ø*) 部を改正する人事院規則) 附則第二 八条

こととなる号俸とが異なる職 の規定による改正 前 の規 削 九 員 ―八―五七附則第七項の規定の適用がない (同 日 か 5 調 整 日 ま での 間 に上位資 格取 4得等職1 ものとした場合 員となっ た職 。 の 同 員 日に受ける 俸給 表

異動等をした職員及び個別承認職員となった職員、平成十九年一月一日から同年十二月三十一 日までの

間において休職等期間がある職員のうち人事院の定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして

人事院が定めるものを除く。)

平成二十年一月 日 か 5 調整 日 の前 日までの間に新たに職員となった者であって、 次に掲げるもの

した職員及び個別承認職員となった職員を除く。)

新たに職員となった日

 \mathcal{O}

ᄁ

日

か

5

調

整

日

までの

間に上位資格取得等職員となった職員、

俸給表異動等を

1 附則第三条の規定による改正前の規則九―八―五七附則第五項 (規則一―四―二二による廃止前の

規則九―一二八附則第三条の規定による改正 前 の規則九 | 八| 五七附則第五項及び規則一―四―二三

に ょ る廃 止 前 \mathcal{O} 規 則九—一三二附則第 三条の! 規定に よる改正 前 の規 削九 八八 五 七 附]則第 五. 項を含む。

以 下 「 規 崱 九 人 五. 七 附 則第五 項」という。) の規定により号俸を決定され た職 員であって、 規則

九―八―五七附則第五項に規定する採用日から規則九―八―五七附則第五項に規定する調整年数を遡

った日 十九年十 が平成二十年一月一日 月一 日 (規則九 一 八 | (平成二十二年一月一日以後に新 五七附則第五 項に規定する特定職員にあ たに職員となった者に っては、 同 . あ 年十月一日)) 0 ては、 平 成

前となるもの

三 に 号に掲 口 より引き続 平成二十年一月一 初任給均衡決定職員のうち、 げる者か 1 · _ ら人事 職 日 員となった日 から 交流等に 調整 ょ 日 前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号俸を決定された職員 \mathcal{O} り引き続 0 翌日 前日までの か 5 į, て職 調 整 間に規則九 員となった者のうち人事院 日 までの 間に上位資格 一八第十七条第一号から第四号まで及び第七 取得等職 の定 員とな めるも った職員及び $\overline{\mathcal{O}}$ (人事交流 個

べき号俸 除く。)のうち、 職員となった日の 平成二十年一月一 \mathcal{O} 決定にお 翌日 規 削九 いて、 日 から から調整 規則九-調整 八第二十三条第三項又は第二十六条第二項 日 日 にまでの 一 八 | の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員(上位資格取得等 間 五 七 に俸給表異動等をした職員及び個別 附 則 第 五. 項 \mathcal{O} 規定により号俸を決定され $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に ょ 承認職員となった職員を る初 た職 任 給として受ける 員であって、

規則九―八―五七附則第五項に規定する採用日から規則九―八―五七附則第五項に規定する調整年数を

兀

別

承認職員となった職員を除く。)

六条第二項 遡 った日 が平成二十年一月一日 \mathcal{O} 規定により号俸を決定された職員に (平成二十二年一月一日以後に規則九—八第二十三条第三項又は第二十 あっては、 平成十九年十一月一 日 (規 削 九 一八 五. 七

附 三則第五項に規定する特定職員にあっては、 同年十月一日)) 前となる職員及び規則九 一八第四十三条

の規定により号俸を決定された職員で人事院の定めるもの

五 平成二十年一月一 日 から 調整 日 の前 日までの 間 1に俸給表異動等をした職員であって次に掲げるもの

当 該 俸 給 表異 動等をした 日 \mathcal{O} 翌 日 か . ら調 整 日 ま らでの 間 に 上 位資 格 取 得等職員となった職員、 平成二十年

月 日 カン 5 調 整 日 ま で \mathcal{O} 間 に 個 別 承認 職 員となった職 員及び平 成十九年一月一 日から同 年十二月三十

一日までの間において休職等期間がある職員を除く。)

1 平成二十年一月 一日 から調整日の前 々日までの間に新たに職員となった者以外の者であって、 平 成

十九年十二月三十一日に当該俸給表異動等が あったものとした場合に、 第一号又は前号に掲げる職員

に該当することとなるもの

口 平 成二十年一月一日 か 5 調 整 日 の 前 々日 までの 間 に新たに職員となった者で あって、 当該 新 たに 職

員となった日から当該俸給表異動等後の職 務と同種 の職務に引き続き在職していたものとした場合に

第二号に掲げる職員に該当することとなるもの

六 平成二十 年 <u>·</u> 月 日 カゝ 5 調 整 日 \mathcal{O} 前 日 までの 間 において、 個 別 承認職員となった職員 (個 别 承認 職 員

となった日 \mathcal{O} 翌日 から調整日まで 0 間に上位資格取得等職員となった職員を除く。)のうち、 人事 院 \mathcal{O}

定める職員

七 前各号に掲げるものの ほ か、 部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事院の承認を得て定め

る職員

5 第二 項 の 平 成二十 年昇給等抑 制 職 員は、 次に 掲げる職員とする。

平成二十一年一月一日において規則九 -八-六八による改正前の規則九: 一八第三十七条の規定によ ŋ

号俸を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であって、 同 日 に受けてい た

号俸と、 規則九一八 六八附則第八条の規定による改正 前 \mathcal{O})規則· 九 一八—五七附 E則第七¹ 項の 規定 0 適 用

が ない ŧ のとした場合の 同 日 に受けることとなる号俸とが異なる職 員 (同 日 カン 5 調 整 日 ま で \mathcal{O} 間 に 上位

資格 取 得等 職員となった職 員、 俸 . 給 表異動等をし) た 職 員及 Ű 個 別 承 認 職 員とな 0 た職 員、 平 -成二十二

月 日から同年十二月三十一日までの間において休職等期間 がある職員のうち人事院の定めるもの 並 び

にこれらの職 .員に相当するものとして人事院が定めるものを除く。)

平成二十 年一 月 __ 日 か 5 調 整 日 \mathcal{O} 前 日 ま で \mathcal{O} 間 に新 たに職員となった者であって、 次に 掲げる \mathcal{O}

(新たに職員となった日の翌日から調整 日までの間に上位資格取得等職員となった職員、 俸給表異 動 等

をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)

1

規則九一

―八―五七附則第五項の

年一月

日

伞

成二十二年

月一

日

以

後に

新たに職員となっ

た者にあ

って

は、

平成二十年十一月一

第 五. 項に 規定する採 用 日 カン 5 規 텘 九 八八 五 七 附 則 第五 一項に規 定す る調整年 数 %を 遡 0 た 日 が 平成二十

規定により号俸を決定された職員であって、

規則九一八一五七附則

日 (規則九 | |八 | 五七 附則第五項に規定する特定職員にあって は、 同年十月一日)) 前となるも

口 初任給均衡決定職員のうち、 前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号俸を決定された職員

三 平成二十 年一月一日 か ら調整 日 \mathcal{O} 前 日 までの 間 に規則九―八第十七条第一号から第四号まで及び第

七号に掲げ うる者か 5 人事 交流等 に ょ り引き続い · て職 員となった者 のうち 人事 院 0) 定め る ŧ Ō (人事 交流

等により 引 き続 1 7 職 員とな 0 た 日 \mathcal{O} 翌日 から 調整」 日 までの間に上位資格取得等 職員となった職員 及び

個別承認職員となった職員を除く。)

平成二十 年一月 日日 か ?ら調整 日 \mathcal{O} 前 日 まで 0 間 に上位資格取得等職員となった職 員 (上位資格 取

得

等 職員となっ た 日 \mathcal{O} 꽢 日 か 5 調 整 日 まで \mathcal{O} 間 12 俸 給 表 異 動 等を L た職 員 及び 個 別 承 認 職 員となっ た 職 員

を除く。)のうち、 規則九-―八第二十三条第三項又は第二十六条第二項の規定による初任給として受け

るべき号俸の決定において、 規則九-―八―五七附則第五項の規定により号俸を決定された職員であって

規則九一八 —五七附則 第 五項に規定する採用 日 から規則九―八―五七附則第五項に規定す る調 整 年 数

を遡 0 た 日 が平成二十一 年一 月一 日 (平成二十二年一月一 日以後 に 規規 則 九 —八第二十三条第三項 又 は 第

二十六条第 項 \mathcal{O} 規 定により号俸 を決定され た職 員に あ 0 ては、 平 成二十年十 月一 日 (規 則 九 八

五. 七 附則第五 項に規定する特定職 員にあっては、 同年十月一日)) 前となる職員及び規則九 八第四十

三条の規定により号俸を決定された職員で人事院の定めるもの

五 平成二十 年一月一日 か ら調整 日 の 前 日 までの 間 に俸 -給表異 、動等をした職員であって次に掲げるも \tilde{O}

(当該 俸 給 表 異 動 等をし た 日 \mathcal{O} 꽢 日 か 5 調 整 日 までの 間 に 上 ·位資格 取 得等職員 となっ た職員、 平成二十

年 月一 日 か 5 調 整 日 こまで \mathcal{O} 間 に 個 別 承 認 職 員となった職員及び平成二十年一 月一 日 から同年十二月

三十一日までの間において休職等期間がある職員を除く。)

1 平成二十一年一月一 日 から調整日 L の 前 々日までの間 だ新たに職員となった者以外の者であって、 平

成二十年十二月三十一日に当該 俸給表異 動 等が あ ったものとした場合に、 第一 号又は 前号に 掲げる職

員に該当することとなるもの

口 平成二十一年一月一日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であって、 当該新たに

職員となった日から当 該俸給表異動等後 の職務と同 種 の職務に引き続き在職していたものとした場合

に、第二号に掲げる職員に該当することとなるもの

六

平成二十

年一

月一日

か

5

調整

日の

前日

まで

の 間

にお

いて、

個別承

認職員となった職

員

(個

別承

職

員となった日の翌日 か 5 調整日、 までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。)のうち、 人事院

の定める職員

七 前各号に掲げるも の の ほ か、 部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事院の承認を得て定め

る職員

第二条 平成 + 八年四 月 日 カ ら平成二十年十二月三十一日までの 間 にお いて、 休 -職等期 間 が あ る職 員 休

職 等 期間 0 末 日の翌日か 5 調整日 の前日までの間に個別承認職員となった職員を除く。)であって、 平成

十八年四月二日から調整日の前日までの間に復職し、 職務に復帰し、 又は再び勤務するに至ったもののう

ち人事院 の定め る職員については、 人事院 の定めるところにより、 平 成十九年昇給等抑 制 職員、 平成二十

年昇給等抑制職員又は平成二十一年昇給等抑制職員に該当するものとみなす。

(この規則により難い場合の措置)

第三条 特別 の事情によりこの規則の規定によることが著しく不適当であると認められる場合には、 あらか

じめ人事院の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(人事院規則一―三四の一部改正)

第二条 人事 ・院規則一―三四(人事管理文書の保存期間) の一部を次のように改正する。

別表の二の表に次のように加える。

る号俸の調整) 四月一日に 規則九一一三三 (平成二十五年 おけ | 第一条第三項第七号、 に 第三条の承認に関する文書等 第四項第七号及び第五項第七号並び 取得の日 五年

(人事院規則九―八―五七の一部改正)

第三条 人事 院規則九一 八一五七の一部を次のように改正する。

附則第五項第二号中「平成二十三年四月一日」を「平成二十五年四月一日」に、「四十三歳」を「四十

五歳」に改め、 同項第三号中「平成二十四年四月一日」を「平成二十五年四月一日」に、「三十六歳」を

「三十九歳」に改め、 同項第四号中「平成二十四年四月一日」を「平成二十五年四月一日」に、「三十歳

を「三十七歳」に改める。

〔人事院規則九―一〇七の一部改正〕

第四条 人事院規則九―一〇七(再任用短時間勤務職員の俸給月額等の端数計算)の一部を次のように改正

」の下に「若しくは第二項」を加え、同項第三号中「附則第八条第六項の規定により読み替えられた同条 第一項第二号中「同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた同条第一項

第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。